

# 告示

## 埼玉県告示第百十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月十二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録年月日	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六九八号	混合有機 質肥料	混合有機	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇 含有を許される 有害成分の最 大量及びその他 の制限事項は、 公定規格のと おり	平成三十年 九月十四日	有限会社九頭竜 埼玉県狭山市大字下 奥富二千四百五十一 番地
埼玉県第 六九九号	魚かす粉	魚かす粉	窒素全量 八・五 りん酸全量 六・〇	平成三十年 十月一日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六 丁目四十九番十二号